

障害者基本計画・障害福祉計画に関する意見等一覧

項番	項目	意見提出者等	4期計画掲載頁	要望・意見・課題の内容	対応・考え方	
1	障害理解の普及啓発	福祉課 (障害活動係)	24	・障害者差別解消法に係る普及啓発においては、障害のある人が日常的に利用する民間事業所への啓発が課題となっている。	「現状と課題」において具体的に記載するとともに、今後の方向性を記載しました。	
2	障害理解の普及啓発 文化活動の推進	福祉課 (障害活動係)	24、25、 116	・近年、障害のある人の芸術作品を展示することにより、障害理解や障害者の社会参加を図る動きが見られ、昨年度は、市内でも「アール・ブリュット作品展」が行われた。	今後の方向性として、障害理解の普及啓発、障害者の社会参加の一手段として取り組んでいくことを記載しました。	
3	◇福祉教育の推進 (P26)	全体会	26	・統合失調症の発症(100人に1人)のピークは思春期から青年期であり、私たち家族会の当事者100%が中学校での不登校を経験しております。統合失調症の兆しの一つとして不登校が現象として現れている証左です。義務教育での『心のバリアフリー教育』を補完する精神障害・精神保健の正しい教育、すなわち保健体育でのカリキュラム化の実現、これこそが病気への最大の予防と偏見・差別の解消の手段になります。	担当課と調整中	
4	◇福祉教育の推進 (P26)	全体会	26	・「心の病気に早く気づき」「もし心の病気になってしまったらどうしたらいい」「心の病気の人にどう接したらいい」について義務教育(小・中)と高等学校段階までに備える教育が重要です。自分に一番身近な人や友達の変化に敏感になり、察知したときに行動できるようになることが大切です。このような視点で福祉教育を推進して下さい。		
5	◇福祉教育の推進 (P27)	全体会	27	・事業名「長岡市社会福祉協力校指定事業」の「事業概要」中の「総合支援学校」を特別支援学校に訂正(学校種の場合は特別支援学校、固有名詞となる場合は総合支援学校や高等総合支援学校)		
6	◇早期の発見 (P30)	全体会	30	・計画の方向の4つ目の○の「パンフレット」の後に保育園・幼稚園・小・中学校を追加(早期なので入れられるといいです。)		
7	◇教育施策の充実	全体会	39、40	・(P39)現状と課題の1の最初の○の「総合支援学校」を「特別支援学校」へ訂正(学校種の場合は特別支援学校、固有名詞となる場合は総合支援学校や高等総合支援学校) ・(P40)計画の方向の1の最初の○の「総合支援学校」の後に「高等総合支援学校」を追加と4つ目の○の「総合支援学校」を「特別支援学校」へ訂正してほしい。		
8	雇用・就労施策の 推進	就労部会	42	◇支援学校や就労支援を充実させ、就労できる・就労を継続できる障害者を育成することや、障害者の能力に見合った企業とのマッチング体制の強化することを優先的に取り組むことが重要であると考えます。現状と課題(P42)においても、その点が読み取れるように配慮をお願いします。		就労部会で優先課題としてとらえている事項だと認識しています。 「現状と課題」の3つ目の○と、「計画の方向」の3つ目の○について、別添1のとおり修正します。

障害者基本計画・障害福祉計画に関する意見等一覧

項番	項目	意見提出者等	4期計画掲載頁	要望・意見・課題の内容	対応・考え方
9	雇用・就労施策の推進	就労部会	43	◇第2章第3節第1雇用・就労施策の推進の計画の方向(P43の一番下の○)に記載の高等総合支援学校に設置されている総合支援室の役割は進路指導部が行っているため以下の文章に修正してほしい。 →高等総合支援学校では、長岡公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、実習先・就労先の開拓や就労につながるための支援、社会自立や社会参加を目指します。校内に設置している総合支援室が、関係機関と連携しながら、在学中から進路先への移行と卒業後の定着に向けた支援を行います。	「計画の方向」の10個目の○について、別添1のとおり修正します。
10	雇用・就労施策の推進	就労部会	43、44	◇計画の方向、主要事業(P43、44)市がこれまで以上に障害者雇用に取り組んでいる姿勢を打ち出すため、事業を拡充・新設すべきと考えます。	事業の新設や拡充は、予算編成の中で検討していきますが、現段階では、計画の中には掲載できないと考えています。
11	雇用・就労施策の推進	就労部会	43、44	◇産業政策課所管の物品調達制度については、企業支援として効果がわかりにくいことから見直したいと考えていますが、登録時期の都合により来年度以降の見直しとなる予定です。	「計画の方向」の5つ目の○(43ページ)及び[主要事業](44ページ)への掲載内容を、福祉課と産業政策課とで今後、調整していく予定です。
12	障害福祉サービスと基盤整備	就労部会	55	◇就労移行率3割(P55)に関しての意見・就労移行率を上げていくことは必要ですが、「2年(+1年)」という期間の中で就職させなければならない「移行率を上げる」という目標が、各就労移行事業所にとって過度のプレッシャーにならないことを願います。 ・危惧されるのは、利用者の選別(より就職に向けて可能性の高い人のみの受け入れを行う。受け入れのハードルを高くする。) ・人数の制限(定員を減らし、少数精鋭) ・そうすると、卒業時に「就労移行」を希望していても、各事業所の「受け入れ」のハードルが上がり、希望しても利用できない。 ・さらに、「B型」「自立訓練(生活訓練)の希望が増える。(「B型」利用するには、アセスメントを行う必要がある。「自立訓練」の受け皿が少ない。) ・このことと、「就労移行支援事業所の利用者数を伸ばす」(P54)の目標が相関関係にあると思います。どちらかの目標を上げればどちらかが下がる、ということがないように、バランスよく目標値を設定することが必要だと思います。	「現状と課題」に、4つ目の○として、就労支援事業所の利用状況に関する現状を別添1のとおり追加し、「計画の方向」の4つ目の○(43ページ)を、別添1のとおり修正します。
13	◇才就労移行支援(P64)	全体会	64	・「○見込量確保のための方策」中の「発達障害のある生徒等の」後に「卒業後の」を追加してほしい。(在学中はサービス受けられないのでは)	ご指摘のとおり修正します。(97ページ、1か所)
14	◇力就労継続支援(A型)(P65)	全体会	65	・「○サービス内容」中の「継続的に就労することが可能な人」後に「、」を追加 ・「○見込量確保のための方策」中の「発達障害のある生徒等の」後に「卒業後の」を追加してほしい。(在学中はサービス受けられないのでは)	ご指摘のとおり修正します。(98ページ、2か所)

障害者基本計画・障害福祉計画に関する意見等一覧

項番	項目	意見提出者等	4期計画掲載頁	要望・意見・課題の内容	対応・考え方
15	◇第4節地域生活のための体制充実(P47)	全体会	51、52、104、105	・地域で生活している障害者は退院後も親の家、それも高齢の親と一緒に生活している姿が見えます。医療の問題を抜きにしては精神障害者の地域移行は成り立ちません。地域生活支援を論ずる前提としてまず医療が『訪問診療』をするよう長岡市から働きかけて下さい。医療が当事者の生活の中に入ることが全ての議論の入り口です。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、「長岡市障害者自立支援協議会」で検討を行う機会を設定する方策を記載しました。
16	◇地域移行部会での取り組み内容を、計画に記載してほしい。	地域移行部会	51、52、104、105	・身体…支援者(施設職員)の地域移行への理解を促すため、支援者向けの研修会をおこなう。 ・知的…本人や家族の地域移行への不安を少しでも軽減することを目的とした、パンフレットの作成 ・精神…成年後見の制度について支援者が理解を深めていくための働きかけを成年後見センター(?)と一緒にこなう。 ・上記取り組みについて、実施後モニタリングをおこなって効果を確認していく。	地域生活移行部会での取り組みを、地域移行支援の「現状と課題」「方策」に記載しました。
17	◇地域移行部会での取り組み内容を、計画に記載してほしい。	地域移行部会	51、52、104、105	◇「誰とどこで生活するか?」を選択していることが重要。可能な限りの体験や情報提供を受けることが選択につながるため、地域生活を体験する場の確保について今後も計画への記載をお願いしたい。 ◇入所者が地域を知る機会をつくるためにも、「支援者向けの研修会」「パンフレットの作成」「成年後見制度の理解を深めるための取り組み」を部会でおこなっていく。 ◇ピアサポーターを活用した取り組みについても、継続して記載をお願いしたい。 ◇地域包括ケアシステムの推進について取り組んでいく。	地域生活移行部会で検討した内容を、地域移行支援の「現状と課題」「方策」に記載しました。
18	障害福祉サービスと基盤整備	福祉課(障害支援係)	56～70	・障害福祉サービス等の利用において、利用したいサービスが様々な理由により十分に利用できていないという声が利用者から聞かれるが、その実態や背景について明確な状況把握ができておらず、具体的な取組につながっていない。	「福祉サービス等供給実態調査」を実施して、調査で確認できた不足しているサービスや課題等をもとに、サービス見込量の算出やその確保の方策を記載しました。
19	◇自発的活動支援事業(P81)	全体会	81	・家族会が定期的実施しております『家族相談事業』は当事者を抱え孤立する多くの家族を支援と社会に繋げて来ました。当事者の回復は家族の回復なしにはありえないことを私たち家族は確信しております。精神障害者家族会の『家族相談事業』が『自発的活動支援事業』として採用されない合理的根拠は存在しません。ニーズに対応した事業として『家族相談事業』を採用すべきです。	現在、相談支援事業の充実、相談窓口の明確化、地域でのネットワーク構築等が図られるよう、障害者相談支援センターの地区担当制について検討を進めています。その中で、当事者やその家族が行っている活動などの社会資源についても整理していきたいと考えています。併せて、こうした活動を自発的活動支援事業として位置付けるかどうかについても検討を行います。